

委託仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、札幌市が委託する「令和7年度 建設資材実勢価格調査」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 主任技術者

業務における技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名等必要な事項を通知すること。やむを得ず変更する場合も同様とする。

また、受注者が当該業務の入札に先立ち提出した入札参加資格審査書類に記載された者を配置すること。

第3条 担当部局

札幌市財政局管財部工事管理室技術管理課

第4条 履行期間

履行期間は、契約書に示す着手の日から、令和8年3月13日までとする。

なお、特定資材、建設資材についての報告時期について、

- ・ 令和7年10月以降適用分については、令和7年9月12日まで報告すること。
- ・ 令和8年1月以降適用分については、令和7年12月15日まで報告すること。
- ・ 令和8年4月以降適用分については、令和8年3月13日まで報告すること。

第5条 協議、打合せ

受注者は、常に発注者と密接な連絡を取りながら業務を進めるとともに、問題が生じた場合は速やかに発注者と協議すること。なお、本業務では下記のとおり打合せを見込んでいる。

- 1) 業務着手時（主任技術者の立会要）
- 2) 業務中間時（1回）
- 3) 業務完了時（主任技術者の立会要）

第2章 業務内容

第6条 調査目的

本業務は、札幌市内及び近郊における建設資材の実勢価格を調査し、本市発注工事に使用する設計単価の基礎とするものである。

資材については、令和7年10月以降適用単価、令和8年1月以降適用単価、令和8年4月以降適用単価の調査を行う。

第7条 調査品目数

「別紙1」による。調査対象資材の詳細については、本業務着手後に示す。

調査対象資材については、物価資料等刊行物への実勢価格掲載有無を確認し、掲載されている場合は速やかに発注者へ報告し指示を受けること。

また、価格変動が生じた場合など必要に応じ、発注者、受注者で協議を行い、調査可能である場合は調査品目数を増やすものとする。資材価格の高騰が続いていることから、調査品目が大幅に増える可能性があることに留意すること。

なお、調査品目数が増減する場合は、契約変更の対象とする。

第8条 調査計画

本業務の調査計画書に、下記事項を記載すること。

- 1) 守秘すべき企業情報等の管理体制
- 2) 調査方法、調査実施体制
- 3) 調査結果及び決定価格の信頼性・妥当性を検証する体制

第9条 作業内容

1 資材価格調査(機器価格調査)

1) 調査する価格

札幌市内及び近郊において、メーカー、商社、問屋、特約店等と民間企業(工事業者)等が取引している大口需要家渡し価格

なお、機器価格等取引実績が少なく大口需要家渡し価格による決定が困難なものは、周辺価格、経済動向等を十分調査の上、厳正に決定すること。

2) 取引数量

大口需要家との継続的な取引において、最も一般的とされる数量を標準とする。

3) 荷渡し条件

発注者が条件明示している場合を除き、都市内現場持込み（運賃及び荷卸し費用を含む）とする。商習慣上、都市内現場持込みではない資材については、一般的な荷渡し条件により価格調査を行い、報告書へその条件を明記すること。

4) 決済条件

現金決済とする。

なお、60 日以内の支払いについては、現金決済とみなす。

5) 調査時期

別紙 1 のとおり、9 月と 12 月と 2 月の 3 回とする。

6) 調査対象者

調査の目的に合った取引が集中する流通段階（メーカー、商社、問屋、特約店）における取引業者を母集団とし、その中から調査対象資材の取扱高が大きく、かつ信頼度の高いメーカー、商社、問屋、特約店等とする。また、実勢価格の妥当性を確認するため、必要に応じ需要家である工事業業者も対象とすること。

なお、当該業務の受注者が、経営及び人事面で関連がある業者を当該業務の調査対象にはできない。

7) 調査方法

調査対象業者を訪問して行う「面接調査」を原則とするが、電話・郵便・FAX 等による「書面調査」を併用することも認める。

なお、アスファルト混合物、骨材・土砂類については、以下の点に留意すること。

- ・ プラント等の施設名称を指定しないアスファルト混合物、骨材・土砂類については、ゾーン単価として価格調査を実施すること。
- ・ アスファルト混合物については、製造能力 1t/バッチ（公称 60t/H）以上（地域にない場合は、0.5t/バッチ（公称 30t/H）以上）かつ、舗装施工

便覧、舗装再生便覧による品質管理が可能な試験設備と技術者を有する製造所を対象に調査を行うこと。

- ・ 骨材、砕石については、用途によりコンクリート標準示方書、舗装施工便覧、舗装再生便覧、日本工業規格等の品質規格に適合するものを対象に調査を行うこと。また、土場渡しの場合は、積込費用を価格に含めること。
- ・ 土については、札幌市内及び近郊すべての販売会社を対象に調査を行うこと。また、土場渡しの場合は、積込費用を価格に含めること。
- ・ 骨材、砕石、土、いずれもルーズな状態の単位体積当たり (m^3) 価格を調査すること。

8) 調査価格の決定

取引価格（実勢価格）調査結果の最頻値により決定する。

なお、価格の決定においては、十分に審査を行った上決定するものとし、調査資料、調査記録票、価格決定根拠資料の整理、とりまとめを行うこと。

9) 受注者は価格の決定に当り、以下の点について行うこと。

- ・ 主任技術者を含めた複数の調査員が調査時点における実態価格としての客観性、妥当性が確保されているかについて、検証及び審査を行わなくてはならない。
- ・ 受注者は、発注者に求められた場合、単価調査方法、調査結果等におけるその客観性、妥当性及び審査結果についての説明及び資料提出を行わなくてはならない。

2 建設副産物処理費調査(中間処理(リサイクル含む)、最終処分)

1) 調査する価格

札幌市内及び近郊において、工事業者（搬出事業者）と建設副産物受入施設が取引している価格

2) 調査項目

調査項目は下記のとおりとする。

- ・ 受入場所 会社名、事業所名、所在地、電話番号
- ・ 受入品目 品名・規格、法令に基づく許可番号等
- ・ 受入価格 受入時間区分ごとの 1 t あたり価格

- ・ 受入条件 受入時の最大寸法、重量や荷姿等の条件
- ・ その他 施設の処理能力等

2) 調査時期

別紙1のとおり、9月と2月の2回とする。

3) 調査対象者

産業廃棄物に係るものについては、産業廃棄物処理業の許可を有する中間処理施設及び最終処分場とする。

なお、価格の妥当性を確認するため、必要に応じ搬出業者（工事業者）も対象とすること。

4) 調査方法

調査対象者を訪問して行う「面接調査」を原則とするが、電話・郵便・FAX等による「書面調査」を併用することも認める。

5) 調査価格の決定

取引価格（実勢価格）調査結果の最頻値による。

3 施工価格調査

1) 調査する価格

札幌市内及び近郊において、元請と第一次下請専門工事業者間が取引している価格

2) 調査時期

12月～2月とする。

3) 調査対象者

調査対象工種の工事实績を相当数有する、第一次下請専門工事業者及び元請の総合工事業者とする。

4) 調査方法

調査方法は、調査対象者を訪問して行う「面接調査」を原則とするが、電話・郵便・FAX等による「書面調査」を併用することも認める。

5) 調査価格の決定

取引価格（実勢価格）調査結果の最頻値による。

なお、価格の決定においては、十分に審査を行った上決定するものとし、

調査資料、調査記録票、価格決定根拠資料の整理、とりまとめを行うこと。

第10条 価格決定プロセスの確認

受注者は、調査報告時に下記の資料を発注者へ提示し、価格決定プロセスの確認を受けること。

1 価格決定説明書

- 1) 調査対象業者の選定（規模、業者数、取引高、販売エリア等）
- 2) 価格調査を実施したメーカー・商社等の調査記録票
(資材品目、規格、調査価格等)
- 3) 個々の調査価格の信頼性判定
- 4) 価格決定根拠資料

2 受注者内部の審査状況

- 1) 内部の審査結果
- 2) 内部審査資料

3 その他発注者の指示する資料

第3章 成果品

第11条 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- 1) 令和7年10月以降適用単価に係るもの
 - ・ 決定単価一覧表（資材分類ごと製本） 2部
 - ・ 打合せ記録簿 1部
 - ・ 上記データ入りCD-ROM 2枚
- 2) 令和8年1月以降適用単価に係るもの
 - ・ 決定単価一覧表（資材分類ごと製本） 2部
 - ・ 打合せ記録簿 1部
 - ・ 上記データ入りCD-ROM 2枚

3) 令和8年4月以降適用単価に係るもの

- ・ 決定単価一覧表（資材分類ごと製本） 2 部
- ・ 打合せ記録簿（資材分類ごと） 2 部
- ・ 上記データ入りCD-ROM 4 枚

納入場所：札幌市財政局管財部工事管理室技術管理課

第4章 雑則

第12条 再委託

主たる部分は再委託してはならない。なお、本業務における「主たる部分」は下記のとおりとする。

- ・ 調査計画の策定
- ・ 面接調査
- ・ 書面調査
- ・ 審査
- ・ 調査価格の決定
- ・ 報告書作成

第13条 環境への配慮

本業務においては、本市が取得した環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- 1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- 2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- 3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- 4) 成果品を製本で提出する際は、極力再生紙を用いること。
- 5) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- 6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について、自覚を持つような研修を行うこと。

第14条 著作権の譲渡等

- 1) 受注者は、成果品が著作権法に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2) 発注者は、成果品が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3) 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4) 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。

令和7年度 調査対象品目数一覧表

9月調査

資 材 分 類	調 査 品 目	品目数	備 考
建設資材（土木） ①道路資材	1. 資材（アスファルト、側溝・柵类等）・建設副産物処理	35	
建設資材（営繕）	1. 資材（型枠目地材、電線類、被覆銅管等）	5	
計	建設資材（土木）35品目 建設資材（営繕）5品目		

12月調査

資 材 分 類	調 査 品 目	品目数	備 考
建設資材（土木） ①道路資材	1. 資材（アスファルト、側溝・柵类等） 2. 施工（転落防止柵設置等）	10 10	
建設資材（営繕）	1. 資材（型枠目地材、電線類、被覆銅管等）	5	
計	建設資材（土木）20品目 建設資材（営繕）5品目		

2月調査

資 材 分 類	調 査 品 目	品目数	備 考
建設資材（土木） ①道路資材	1. 資材（アスファルト、側溝・柵类等）・建設副産物処理 2. 施工（転落防止柵設置等）	770 10	
建設資材（土木） ②公園資材	1. 資材（樹木、造園用石材、公園資材等） 2. 施工（芝種子吹付工等）	312 11	
建設資材（営繕）	1. 資材・建設副産物処理（型枠目地材、電線類、被覆銅管等） 2. 施工（床目地撤去、配管洗浄費等） 3. 機器（キュービクル等）	1,906 813 10	
計	建設資材（土木）1,103品目 建設資材（営繕）2,729品目		

合計

資 材 分 類	調 査 品 目	品目数	備 考
建設資材（土木） ①道路資材 ②公園資材	1. 資材・建設副産物処理 2. 施工	1,127 31	
建設資材（営繕）	1. 資材・建設副産物処理 2. 施工 3. 機器	1,916 813 10	
計	建設資材 3,897品目 （土木 1,158品目、営繕 2,739品目）		

※ 調査品目数については、資材価格の動向によって大幅に増える可能性があることに留意すること。